

経済連携協定(EPA)に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的**
 - ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
 - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国**
 - ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠**

平成23年度 300人(インドネシア、フィリピンともに同じ人数)

※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から上限を設定

 - ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人
 - ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
 - ・平成22年度実績: インドネシア人候補者77人、フィリピン人候補者82人
- 4. 在留期間**
 - ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
 - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
 - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**
 - ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
 - ・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
- 6. その他**
 - ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

外国人介護福祉士候補者に対する学習支援策の概要等

意欲と能力のある候補者が一人でも多く介護福祉士の資格を取得できるよう、平成23年度予算案において、以下の事業を実施するために必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

1. 受入施設が行う候補者の学習に対する支援（外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

受入施設において実施する、候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する。

※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

（ 補助率 : 定額（10/10）
候補者1人当たり年間23.5万円以内 ）

2. 日本語及び介護分野の専門知識等の学習に関する支援（外国人介護福祉士候補者学習支援事業）

本年度実施している日本語習得のための集合研修に加えて、新たに、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修、就労・研修2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

※ EPAに関する様々な情報については、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、本年度から、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にすることとした。

見直しの概要

① 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。

(例)

- 難しい表現は易しい用語を使って置き換える。 例) 光源を設ける→照明を設ける
- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。
例) 几帳面きちょうめん
- 長い複合語で分解しても問題ないものは、言葉を補い、わかりやすい表現とする。
例) 加齢変化→加齢による変化

② 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

(例)

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。
例) 下痢げり 麻痺まひ
- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。
例) ADL→ADL(Activities of Daily Living：日常生活動作)

※なお、候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは、平成23年度以降である。

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

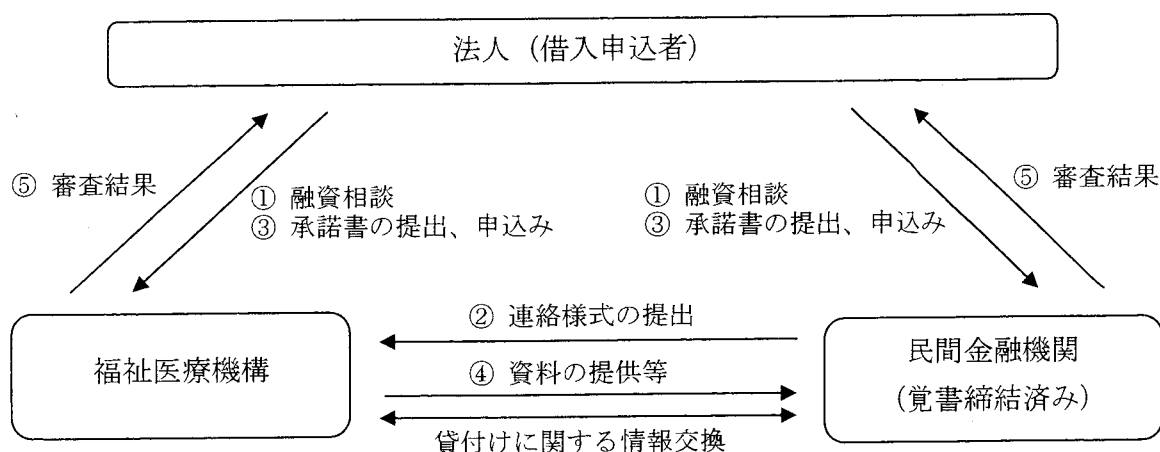
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

都道府県 本店/本部 所在地	金融機関名 (順不同)							
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫
	帯広信用金庫	北門信用金庫						
青 森	みちのく銀行	青森銀行						
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合	花巻信用金庫	一関信用金庫	
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
秋 田	秋田銀行	北都銀行						
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫	米沢信用金庫		
	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫
福 島	会津信用金庫							
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫	筑波銀行		
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	大田原信用金庫		
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫	川口信用金庫		
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行	多摩信用金庫
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	亀有信用金庫	城北信用金庫			
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫		
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫				
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合				
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合			
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫			
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫	岐阜銀行	関信用金庫	
	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫
静 岡	浜松信用金庫	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫	静岡県医師信用組合
	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫	
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫			
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用協同組合連合会			
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫	摂津水都信用金庫	大阪商工信用金庫	
	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫
兵 庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合	但陽信用金庫	淡路信用金庫				
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合			
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫						
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫						
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行				
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫	備前信用金庫	
広 島	広島銀行	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫				
山 口	山口銀行	西京銀行	しまなみ信用金庫					
徳 島	阿波銀行	徳島銀行						
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫				
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫					
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫			
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫					
長 崎	十八銀行	親和銀行						
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫			
大 分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行				
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行						
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫			
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行					
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫						
合 計	273機関							

社会的な問題が発生した社会福祉法人の事案

(事例)理事長による社会福祉法人資金の不正支出事案について

1 概要

保育所・介護老人事業を運営する社会福祉法人の職員等から、資金の不正な支出に関する内部情報があり、所轄庁が特別監査を実施

その結果、理事長(現理事)が代表取締役を務める不動産会社に、法人資金を不正に支出している事実が判明。本来、運営される施設に対する法人資金が不正に支出されたことにより、利用者サービス・職員処遇が低下し、施設の存続自体に影響を及ぼした。

2 主な指導監査内容

① 改善命令(社会福祉法第56条第2項)

法人資金の不正な支出が判明したことを受け、特別監査(5回)において支出額の精査を行うと共に、法人会計への速やかな返納、抜本的な改善計画の策定等の改善を命令

② 理事長の解職勧告(社会福祉法第56条第3項)

上記①の改善命令発出後、特別監査(3回)等を通じて改善命令の履行を継続指導したが、改善されないことから、理事長としての職務を怠っているとして理事長の解職を勧告

③ 文書指摘(社会福祉法第56条第1項)

確認監査の結果、改善命令も履行されていないこと等から、改善命令及び役員解職勧告の対応や資金の返納等について是正改善報告を指導

3 主な改善内容

① 法人役員等の選任

理事長の交代を行うと共に、理事・評議員にこれまで含まれていなかった地元在住者、施設長、福祉関係者等を選任

② 不正に支出した資金の返納

理事長(現理事)が経営する会社から、不正に支出された法人資金数百万円を社会福祉法人へ返納

③ 利用者サービス・職員処遇の改善

従前に比べ法人債務が減少し、利用者サービス・職員処遇が改善

○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成22年6月29日時点

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	都道府県別 5年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	43
2	青森県	5	19	34	12	19	89
3	岩手県	9	15	21	29	24	98
4	宮城県	0	0	0	3	9	12
5	秋田県	0	0	4	1	1	6
6	山形県	0	2	2	1	4	9
7	福島県	0	0	3	8	9	20
8	茨城県	1	2	6	3	1	13
9	栃木県	1	8	6	6	10	31
10	群馬県	16	11	8	11	7	53
11	埼玉県	8	22	26	25	27	108
12	千葉県	0	3	81	28	45	157
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,004	8,308
14	神奈川県	37	100	131	163	107	538
15	新潟県	0	0	0	7	18	25
16	富山県	9	18	7	4	2	40
17	石川県	0	42	38	32	21	133
18	福井県	0	3	2	4	4	13
19	山梨県	1	10	4	7	7	29
20	長野県	2	15	9	29	16	71
21	岐阜県	7	19	10	4	10	50
22	静岡県	47	38	45	40	38	208
23	愛知県	3	25	39	55	59	181
24	三重県	19	7	13	13	13	65
25	滋賀県	0	0	3	4	3	10
26	京都府	80	115	254	185	192	826
27	大阪府	9	31	80	60	41	221
28	兵庫県	20	25	51	52	32	180
29	奈良県	0	0	0	4	2	6
30	和歌山県	0	0	2	10	4	16
31	鳥取県	0	15	18	20	24	77
32	島根県	0	1	4	1	2	8
33	岡山県	0	0	0	3	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	17
35	山口県	41	39	25	14	10	129
36	徳島県	0	0	0	6	3	9
37	香川県	0	0	8	2	5	15
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18
39	高知県	0	2	1	3	1	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	25
41	佐賀県	0	4	1	2	0	7
42	長崎県	0	3	12	6	10	31
43	熊本県	0	21	22	27	19	89
44	大分県	11	14	18	14	6	63
45	宮崎県	0	0	0	0	2	2
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	19
47	沖縄県	0	0	2	4	2	8
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,869	12,086

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。